

伊方訴訟ニュース

第13号

1974年9月21日

伊方行政訴訟を支援する会

「国は設置許可を撤回せよ」 怒りに充ちた第4回公判

原子力船「むつ」の事故や美浜1号の蒸気発生器の欠陥など、伊方原発と同型炉に多くの問題点があることが明らかとなり、伊方原発訴訟団の意気上がる雰囲気の中で、「伊方原子力発電所設置許可処分取消し訴訟」の第4回口頭弁論が9月12日午後2時より松山地裁判事一部（渡辺一雄裁判長）で開かれた。

裁判長、原告の発言を制止

まず仲田弁護士が、「原子炉について非常に重大な事態が連続して発生していることは、新聞・テレビ等で十分御存知のことと思うが・・・」と前置きして「美浜の蒸気発生器については、科学技術庁すら欠陥であることを認めて取替えを関西電力に勧告している」し

「原子力船むつに関しては原子炉安全専門審査委員会の内田秀雄会長すら「審査の不十分なこと」を自認している」と述べ、「争うまでもなく、我々の主張は正しい」ことを主張し、まず原告を代表して井田与之平さんから意見陳述を行ないたいと告げた。所が裁判長は「書面で提出して欲しい」と述べ、それを拒否されると「代理人でやってほしい」と述べ原告団、傍聴席の激しいヤジにつつまれた。これに対して、藤原弁護士から「本来、裁判は原告が中心になって行なわれるべきもので

あって、我々代理人はあくまで原告の手助けをするにすぎない。それを拒否するのは全く理解出来ない」と法理論を展開した。裁判長はそれに反論出来ず、相変らずてれかくしのニガ笑いをするばかりで、「お前は国の言い分ばかり取上るのか」「何もしらんのか！」「まじめにやれ！」と原告の怒りを買っただけ。ついに「放射能の怖ろしさは、広島・長崎の原爆などで私も良く知っていますよ。それを制御して安全にしているかどうかがこの裁判なんでしょう」といささか自身のなさそうな発言をして、原告側の当然の主張を認めた。

原告発言にうつむく国側

井田さんは約40分にわたり、年令を全く感じさせないはっきりとした怒りに満ちた口調で「地主が書いたと言われている陳情書は町が書いたものだ」から始まって、四電、町、県当局の嘘に満ちた住民無視の態度を指摘、ついには「私の妻は自殺に追い込まれたのだ」と述べ「人の命は一たん失ったら永久にもどらない。県や国は人の命の尊さを全く知ってはいない。人の命を犠牲にしての経済成長に何の意味があるのか」「・・・しろがねも、黄金も玉も何せくに、まされる宝、子にしかめ

やも・・・」と億良の歌をうたい「子や孫の為に原発を許すわけにはいかない。直ちに建設を中止せよ」と迫った。会場は静まり返り、被告側はジッと机にうつむいたまま。つづいて、二宮さんが「伊方の人達は6年間もの長い間苦しんで斗って来た。この間いかに行政、警察に苦しめられて来たか・・・。」と火の出る様な激しい口調で述べ、更に矢野さんが述べ様とすると、再び裁判長は「代理人がいるのだから代理人に言ってもらいなさい」と原告の追及に身をかわそうとする。強力な権力を持つ国に対してのこの様な裁判では、まず原告の権利を守る立場で進めてこそ、正当かつ公正な裁判が出来るのだという弁護団の主張に勇気付けられて、そのまましゃべりつづけ裁判長を沈黙させた。矢野さんは「美浜原発はこんなに事故つづきなのですよ」とピラを裁判長にわたし、「この様な欠陥原発と同じものが伊方に作られようとしているのですよ。」「早急に建設をやめて、全員引き上げよ！」と強く主張した。

安全審査のずさん明白

つづいて、柴田弁護士が準備書面をよみ上げた。これは、原告側の今までの主張に基づき原告側の正当性を明らかにし、被告の許可処分の撤回を求めたもので、次の様な内容である。

①原告は、「原発は実証炉ではなく、実験炉であって極めて危険なものであり、手続的にも内容的にも違法である」と主張して来た。所が被告は「伊方原発は美浜1号以降8基にわたる加圧水型原子炉の審査経験を取り入れて審査を行っており、安全に何ら不安はない」と述べてきているが、最近それをくつつがえす事態が多発している。

②美浜1号の蒸気発生器にピンホール漏れが見つかったのは伊方原発が安全審査にかかっていた時点であった。被告は本来、公正な安全審査を行っているというなら、その時点で安全確認の為に、伊方原発の設置許可を保留すべきであったにもかかわらず、そうしなかったのは安全審査の名に値しないものだ。

③今になって、当時の内田秀雄会長は「美浜の場合は基礎的データが不足だった。データ不足が今日の結果を生んだと思う」と恐るべき無責任な発言をしている。それならば、伊方原発と同型炉が審査済みだとした被告の主張はくずれる。

④今回の「むつ」の事故に関して、原子力船事業団は「設計、製造ミスによるもの」と発表しており、又メーカーでは「事故は信じられない」と言明している。「信じられない事故」が現実には発生していることは、原子炉そのものに欠陥があること、実用炉としてどうして使いものにならないことを示している。更にその原子炉を安全だとした被告側の安全審査は全くごまかしであったことを示すものである。

⑤故に、伊方原発の危険性、審査手続きの違法性はこれ以上論ずるまでもないことであり、被告は法廷の場で取り消される以前に撤回し、真に住民の為の安全審査をやり直すべきである。

準備書面の提出につづき、更に許可撤回を迫って、弁論が展開された。弁護団からは「準備書面に明らかな様に、被告は安全側に立って考えているのなら、この様な重大な事態に直面している現在、直ちに建設を中止すべきである。」「一度認可した行為にとらわれることなく、初心にかえて安全性を再考すべき

である。」「裁判長は民事訴訟であることを考えて、被告に対して許可を撤回する様に勧告すべきである。」と追求がなされた。

又、中村規制課長は「蒸気発生器の細管に穴があくことは当初から予定している」と住民をぐろうした発言をし、更に科学技術庁の公式見解をよみ上げたが、その中に「周辺住民に無用の不安感を抱かせぬ様に・・・」とあり、

「無用の不安感とは何か」と追求を受けると、頭をかかえて黙り込んでしまうという無責任ぶりであった。

裁判長は「重大な問題を含んでいるので、国に書面提出を求めることにしたい」とのべ、2時間半にわたる公判を終えた。

今回は12月12日、次々回は3月13日と決定した。（支援する会員 O）

川内市長選挙で原発推進派を破る

さる9月8日、鹿児島県川内市で市長選挙が行なわれ、五選を狙った原発推進派の横山正元現市長を抑えて、市労評などと原発阻止の政策協定を結んで立候補した前市議会議員長福寿十喜氏が当選した。

川内市では、昭和39年、九州電力が原発候補地にあげて以来、保守、革新を問わず、市をあげて原発誘置の運動を起し、市議会でも誘置決議を行い、予定地の買収にも市が積極的に協力してきた。そして、佐賀県の玄海町と、九電第1号原発の誘置をめぐるせり合い、玄海町に先を越された代償として、火力発電所を原発予定地に隣接して誘置するという、九電にとっては申し分のない土地であった。

しかし、昨年秋、予定地の久見崎地区の主婦が立ち上がり、さまざまな圧力に抗して、「私たちをモルモットにする原発はごめんだ」と運動を展開しはじめた。かつては、「平和利用だから」と誘置に回ったり、あいまいな態度をとり続けてきた、労組や革新政党も、これまでの無批判な姿勢を改め、住民と一体になって、学習活動や宣伝活動にとり組み、一年ほどの間に、原発批判の声は多くの市民のものとなってきた。このような情勢にあわ

せた九電は、地元の商工業者や建設業者に働きかけて「原発推進グループ」を結成し、金力と、これまでの行政上の実績とに物を言わして、反対運動の切り崩しを進めてきた。そして、さる6月末、わずか一票差で市会特別委員会で誘置促進を決議し、ひき続いて、市会および鹿児島県議会で、あっという間に可決するという暴走をあえて強行し、10月に予定されている電調審に、第1号機（89万キロワット）を申請する手筈をととのえとともに、市長選で決定的な勝利を得るために全力をあげてきたのである。こうした状況の下で今回の選挙は斗われた。

福寿氏も、もともと保守系ではあったが、原発強行路線に対しては批判的であった。住民団体や労組は、「むつ」や「美浜」などの事故をきっかけに、市民の間にますます高まる原発批判の声を背景に、福寿氏との間の政策協定にこぎつけた。そして、選挙期間中、陰に陽に、それこそ一丸となった運動がくりひろげられ、その中で、福寿氏も改めて市民の声がいかに広く深いものであるかを理解したという。こうした住民の必死の反撃は、85.33%という驚くべき高い投票率と、横山氏に対し約4千票の差をつけた約二万票

の福寿氏の得票となって結実したのである。文字通りの住民投票によって、全国初の原発批判派市長が生み出されたのである。

福寿氏は、「地元住民に不安や反対がある以上、建設を強行すべきでない」として、とりあえず知事に建設に同意しないよう申し入れ、もし受け入れられなければ、公有水面の埋め立てに必要な手続きを拒否するなど「体を張って」抵抗するといっている。一方、九電の受けたショックは大きく、玄海町への波及にも頭を痛めているといわれているが、「

一応新市長の出方待ちだが、今秋の電調審に川内原発をかける方針に変わりはない。福寿氏は市議会議長として、かつて、原発推進に積極的に働いてくれたのだから、正反対の主張をされるとはよもや思わない」と、居直りと脅迫の姿勢をとり続けている。

新らしい情勢の中で、10月の電調審上提阻止のため、川内の住民は決意も新たに前進をはじめている。同じ電調審には、川内原発とならんで、伊方2号機も予定されている。伊方に関するわれわれの責務は重い。

柏崎の住民運動原発予定地直下に断層発見

さる7月に、電調審は「原発はいやだ」との多数の住民の意志を無視し、東京電力が計画してきた新潟県柏崎市の原発1号機の建設を承認した。しかし、住民の戦意は低下するどころか、理不尽な電力・企業一体の強行策に対する抵抗は、ますます強められている。

柏崎には、合計8基約9千万キロワットの原発の建設が予定されているが、これまで、その設置点が、予定地内で何べんも変更されてきた。このことに注目した周辺の住民は、予定地の地盤が悪いために、原発をすえる場所がなくて困っているのではないかと疑いを強め、公開、非公開の資料や情報に基いて調査を進めてきた。さる8月8日、住民の意向を受けた新潟大工学部の松野教授（土木工学）が東電の調査坑に入ってしらべた結果、「地盤のズレ約60センチ、角度30度くらいの断層」を発見した。

一方、柏崎原発反対同盟は、これまでの調査結果、とくに最近入手した柏崎・刈羽開発促進協議会の調査報告と東電が電調審に提出したデーターとの食い違いを、8月20日に

発表した。同協議会の報告では、原発予定地には7本もの断層破砕帯があり、活断層の疑いもあるとなっているのに、東電はこれらの事実を隠し、さらに地層の年代や基盤岩石の耐圧強度のデーターも書き変えられた疑いがきわめて大きいことが判明した。

反対同盟は、一切の資料の公開を東電や国に要求するとともに、県や市に対し、これほど重要な問題をはっきりさせるまで、原発計画を凍結するよう強力に働きかけている。東電のいうことを信じてきた行政の動揺は大きく、「むつ」や「美浜」の影響を受けて、その矛盾は一そう拡大しようとしている。（反対同盟から事務局に資料が届いています）

遅くなりましたが、彼等の準備書面をまとめた資料3ができましたのでお届けします。物価高のため会員外の方には1部千円ですが、学習用にどうぞ。（事務局）

資料3

原発はやはり不安

近年の火力発電急増による亜硫酸公害の激発と昨年の石油危機の発生以来、わが国では原子力発電所の増設の必要性がとみに強調されるようになったが、同時に原発への不安も大きくなってきた。これに対して、政府や電力業界筋では、安全性については問題ないとして、強引に建設を推進している。しかも今年に入っては、技術的に極めて難解といわれる新型原子炉（高速増殖炉原型炉）の建設すら目論むに至った。果して本当に安全なのだろうか。原子力商船「むつ」の放射線洩れに明らかなように、安全性確保技術の不備はもとより、その検査能力すら極めて乏しいのではないか、と言わざるをえない。若し真に検査能力が充分であるとすれば、原子炉設計の段階で充分チェックできた筈である。しかるに、設計段階どころが完成検査の時にはなお不明であったとは、啞然たらしめるをえない。国産ものに対してすらこれであるから、資料入手の困難な外国産ものに対しては尚更なのではなかろうか。原発安全審査委員会は、盲信の上に安全と言っているのではないか、とすら邪推したくなる。

それかあらぬか、先般の原水禁世界大会出席のために来日した米国核物理学界の長老といわれるD・R・イングリシ・マサチューセッツ大教授が、現在の原発は千年に一度ぐらいの割合で大事故を起す可能性があり、従って、現在のすう勢で原発が造られると、近い将来、毎年世界のどこかで大事故が発生する危険があると指摘した。この発言は、原水禁大会向きのアジ言葉と受けとる向もあろうが、昨年2月、ディキシ・リー・レイ女史が委

員長に就任して以来の米原子力委員会の姿勢の変化を思いあわすと、決して誇大な発言とは考えられない。というのは、現在の米原子力委は、原発の燃料効率や経済性よりも安全性確保のための研究に、より多くの予算を割くに至っていることで明らかであろう。

（岡目八目 保内町磯津公害問題若人研究会）

米国の原発阻止運動から返事

伊方訴訟ニュース第12号でお知らせしましたように、伊方訴訟団の名で、米国の原発阻止運動の代理人であるグリーンバーグ弁護士に、「日本における原子力開発の現状」と題した報告書を、8月1日付で発送しました。これに対して、8月21日付で、グリーンバーグ氏からつぎの返事が送られてきました。

「8月1日付のお手紙と、それに同封されていました日本における原子力開発に関する報告とに感謝するためにこの手紙を書いています。お送りいただいた資料はとても役に立ちました。その大部分は、名古屋大学法学部の森脇昭夫教授から米国原子力委員会に提出された手紙の中にとり入れられました。その手紙のコピーを同封でお送りします。

またあなたがたにお知らせするために、わたしたちが米国原子力委員会に、同委員会の国際的な原子力計画に関する環境評価報告書の作成に関して、8月15日付で提出しました総括的なコメントのコピーを同封しておきました。私はこれらのコメントの中で、米国の環境グループおよび海外の人たちにとって関心のある多くの問題点を指摘するように努力しました。もしも原子力委員会がその報告書について完全にその責任を果たしたなら、その報告は、あなたがたのようなグループにと

って役立つような多くの情報をもたらすこと
だろうと信じています。私は、環境報告の作
成過程での原子力委員会の進捗具合について、
こんごとも、あなたがたと接触を保ってゆき
たいと思っています。

再び、あなたがたの支援に感謝しつつ

エルドン V. C. グリーンバーグ」

同封の森嶋教授の米国原子力委員会あての
手紙はタイプ用紙5枚で、そのはじめに、教
授はつぎのように書いています。「私は公害
研究会の一員で、日本の環境法を研究し、そ
の方面でいくつかの政府委員会のメンバーも
つとめてきています。私は特定の日本のグル
ープを代表していませんが、一学者として、
日本における原子力発電所の環境への影響に
深い関心を持っていますし、私の関心が多く
の日本人と共通するものと信じています」
と。そしてその内容には、グリーンバーグ氏
の手紙にもありますように、われわれの報告
書の内容が多くとりいれられています。教授
の手紙はつぎの3項目から成っています。

1. 日本における核分裂原子力の開発
 2. 核分裂原子炉の安全性についての論争
 3. 安全性と環境問題の情報に対する要求
- また、米国の環境保護4団体を代表して、
グリーンバーグ氏がまとめた、原子力委員会
への提言は、タイプ用紙52頁に及ぶ大部な
もので、つぎの5章から成っています。

1. 国際的な原子力計画の説明
 2. 計画されている政策の環境への影響
 3. 計画されている政策の代替案
 4. 損失と利益の分析
 5. 結論
- とくに特長的だと思われる点は、われわれ
の報告をとり入れて、美浜1号の事故の点検

を要求していること、米国から濃縮ウラン燃
料を供給することと引きかえに、使用済燃料
の再処理を引き受ける約束の有無が追及され
ていること、アラブやイスラエルへの原発輸
出という政策に関連して、核拡散と平和利用
の関係の釈明を求めていること、などです。
同時に、核保有大国意識が、米国的善意の中
ににじみ出ている点もいめなようです。

事務局から、お礼の手紙とともに、伊方行
政訴訟でのわれわれの主張に役立てたいので、
米国の安全審査手続と、その過程で公開され
ている資料の種類とについて、知らせてほし
いとの希望を伝えておきました。なお、米国
の原発阻止運動に関する資料は、事務局で保
管してあります。

会計報告('74,8/11~9/14)

収入

会費	145,100
前月より繰越	182,832
計	327,932

支出

ニュース代	10,000
為替手数料	1,105
第4回公判援助費	207,870
内わけ	
旅費	122,870
行動費	75,000
準備費	10,000
資料費	1,920
郵送料	980
事務用品費	3,795
交通費	1,660
計	227,330
繰越金	100,602